



お知らせ

記者発表資料	平成30年3月23日
配布日	

■同時発表先：鳥取県政記者クラブ

千代川はゴミ箱ではありません！

～ゴミの不法投棄や落書きが相次いでいます～

鳥取河川国道事務所では、適正な河川利用について啓発活動等に努めているところですが、平成30年に入り特に鳥取市街地での河川への不法投棄や落書きが多発しています。予算の制約等から、これらの不法行為の全てに対応しきれないのが現状です。

○主なもの

- ①【発見日時】平成30年2月16日 【場 所】鳥取市大杣地先
【内 容】雑誌等の投棄及び焼却
- ②【発見日時】平成30年2月27日 【場 所】鳥取市国安地先
【内 容】テレビ、洗濯機、冷蔵庫、折りたたみベッド、水槽の投棄
- ③【発見日時】平成30年3月19日 【場 所】鳥取市西品治地先
【内 容】河川管理用通路及び護岸への落書き

国土交通省鳥取河川国道事務所では引き続き河川の巡視を行い、再発防止及び早期発見に努めるとともにカメラ等による監視強化に努めます。

なお、上記についての情報をお持ちの場合は、千代水出張所までご連絡ください。

～ 不法投棄を防止するための看板の例 ～

「※河川にゴミを捨てる行為は違法となり、下記の罰則が定められています。」

- ・「河川法施行令第16条の4」

(罰則：3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金)

[参考]

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条、第16条)」

(罰則：5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金またはこの両方)」

<問い合わせ先>

■国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

副所長

常保 雅博 (つねやす まさひろ)

【担 当】河川管理課長 佐野 孝行 (さの たかゆき)

TEL 0857-29-1966(河川管理課直通) FAX 0857-29-1859

【連 絡 先】千代水出張所 小島 亨 (こじま とおる)

TEL 0857-28-6229 FAX 0857-31-2517

不法行為の詳細

①【発見日時】平成30年2月16日

【場 所】鳥取市大杵地先（新袋川）

【内 容】雑誌等の投棄及び焼却



②【発見日時】平成30年2月27日

【場 所】鳥取市国安地先（源太橋から約200m下流：千代川）

【内 容】テレビ、洗濯機、冷蔵庫、ガスコンロ、折りたたみベッド、水槽の投棄



③【発見日時】平成30年3月19日

【場 所】鳥取市西品治地先

【内 容】河川管理用通路及び護岸への落書き

